

南城市立百名小学校
学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定
令和5年1月改訂

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1 基本方針策定の意義、基本理念、いじめの定義等

(1) いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（以下省略） 【いじめ防止対策推進法】

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(3) 「いじめ」の判断

○ 「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立つ。	
○ いじめは、「心身の苦痛を感じているもの」と定義するが、多様な態様があることに鑑み、それだけに限定しない。 例① いじめられていても、本人がそれを否定する場合。 例② ネット上で悪口を書き込まれているが、本人が気づいてない場合。	左記の例に関しても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要。
○ けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するか否かを判断する。	見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目する。
○ いじめの認知は、学校いじめ対策組織（いじめ防止対策委員会）を活用して行う。	教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応をとる。

☆ 具体的ないじめの態様（例）

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句（強い口調）、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる（にらまれる、笑われる、こそこそされる）
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたり、刺されたり、首を絞めたりする
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等
- ⑨性的いたづらをされる

犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

第2 いじめの防止等のための対策の内容

1 いじめの防止等のために学校が実施する施策

(1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）

① 構成員（柔軟に対応）【必要に応じて、外部専門家を活用】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、（関係職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員）
必要に応じて、関係機関（市教育委員会、市子育て支援課、警察、沖縄県児童相談所、PTA、学校運営協議会、民生委員、児童委員、医療機関、弁護士等）

② 組織の役割

- ・未然防止の取組
- ・いじめの相談・通報を受けつける窓口（電話相談窓口の周知等を含む）
- ・いじめの疑い、児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・年間計画の作成・実行・検証・修正（P D C Aサイクル）
- ・教職員の共通理解と意識啓発（校内研修の企画・実施）
- ・児童生徒や保護者・地域への情報発信と意識啓発（HP掲載、入学式・始業式等での児童・保護者への周知）
- ・定期及び緊急アンケート・面談・聴取等の実施
- ・いじめの認定
- ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に実施
- ・重大事態への対応

(2) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

① いじめの防止のための取組

- ・児童・保護者に対して、「いじめ防止対策等の組織」の存在及び活動を容易に認識させる取組
 - ※ 全校集会で、「いじめ防止対策等の組織」の教職員が児童の前で取組を説明
 - ※ 学校経営説明会、学級保護会等で、「いじめ防止対策等の組織」の取組を保護者に説明
 - ※ 学校いじめ防止基本方針の公開（HP）
- ・支持的風土のある学級経営の充実
- ・特別活動等で児童の自主的・協働的・創造的な取組
- ・生徒指導の実践上の視点を生かした授業の日常化（自己存在感の感受）（共感的な人間関係の育成）（自己決定の場の提供）（安全・安心な風土の醸成）
- ・道徳教育の充実

② 早期発見のための取組（※ 些細な事案でも取り上げる。）

- ・ 日々の児童観察
 - ・ 出席簿の検証（2日以上連続で欠席している児童の状況・事由確認）
 - ・ アンケート調査の実施
 - ・ 教育相談の実施
 - ・ 学校いじめ防止対策等組織が「相談窓口であること」、「いじめられた児童を徹底的に守り通すこと」を児童に認識させる取組
 - ・ 報告・通報・情報共有・記録の徹底
- ※ 情報共有すべき内容：いつ、どこで、誰が、何を、どのように等

③ いじめ事案への適切な対処の在り方

- ・ 被害者の立場に立って進める。
 - ・ 迅速に詳細を確認する。
 - ・ いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するわけではない。例えば、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導する。
- ※ これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ防止対策等組織へ情報共有する。

○被害者への対応

- ・ 被害者（知らせた者を含む）の安全を確保する。
- ・ 被害者を徹底的に守り通す。
- ・ 信頼できる人（友人、教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添う体制をつくる。

○被害保護者への対応

- ・ 窓口を一本化し、教職員間で情報共有を行ったのち、丁寧な説明・対応を心がける。
- ・ つながりのある教職員を中心に、家庭訪問等を行い、事実関係を伝えると共に協力・連携体制を整える。

○加害者への対応（支援を含む）

- ・ 事情を確認
- ・ いじめは人格を傷つける（生命、身体又は財産を脅かす）行為であることを認識させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ カウンセリング、教育相談等を行い、本人の問題解決及び成長のための支援を行う。必要なときは関係機関との連携を行う。
- ・ 事案によっては、出席停止や警察との連携も含め、毅然とした態度で対応する。

○いじめをはやし立てる児童への対応

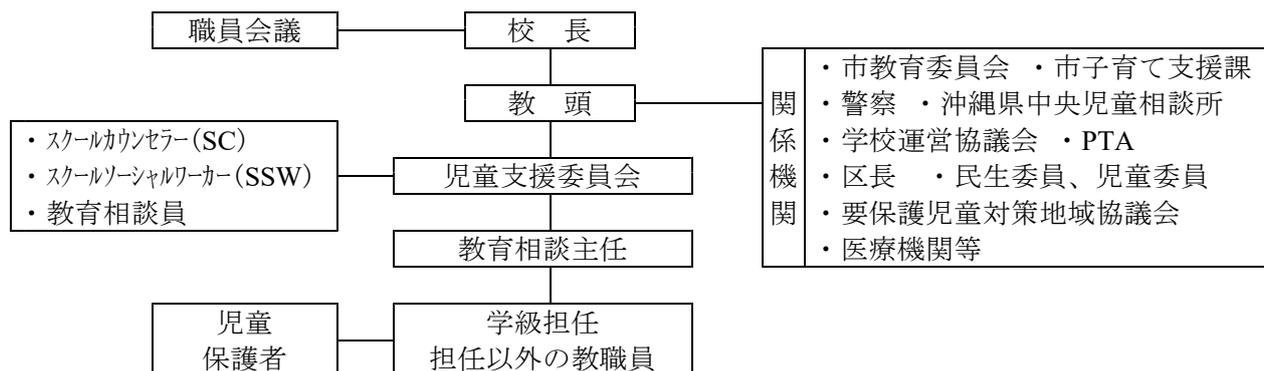
- ・ 自分の問題として考えさせ、いじめを受けている児童の苦しみを理解させ、いじめは絶対に許されない行為であることに気づかせ、日頃から人権意識を育む。

★ 関係機関との連携

- ・ 犯罪行為、又は児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。
- ※ 教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上
- ・ ネット上のいじめ事案に関しては、早急に県警サイバー犯罪対策課、法務局等に相談し、書き込みの削除等、支援を依頼する。
 - ・ その他、状況に応じて、児童相談所、医療機関等に相談を行う。

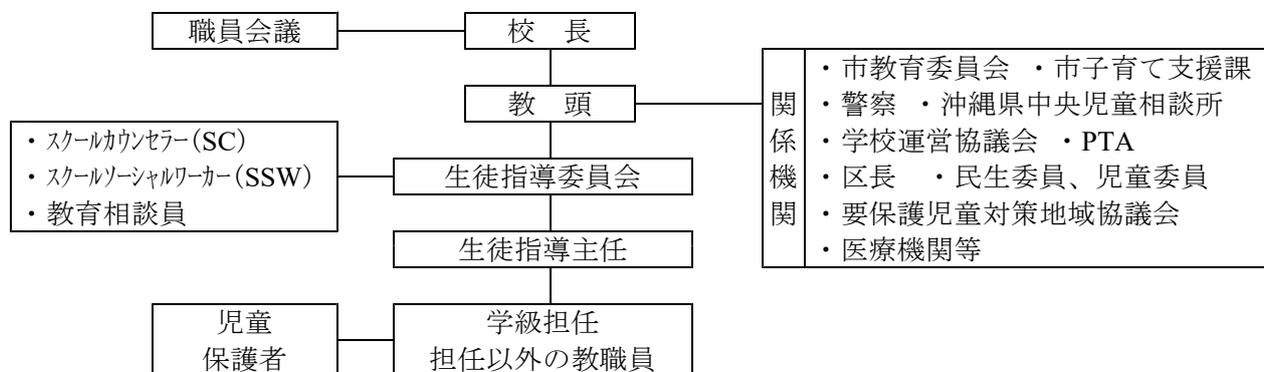
南城市教育委員会教育指導課	098-917-5364
南城市子育て支援課	098-917-5343
与那原警察署	098-945-0110
警察安全相談	#9110
沖縄県警サイバー犯罪対策課	098-866-0110
ヤングテレホンコーナー(県警少年サポートセンター)	0120-276-556
子どもの人権 110 番(那覇地方法務局)	0120-007-110
沖縄県中央児童相談所	098-885-2900

④ 教育相談体制

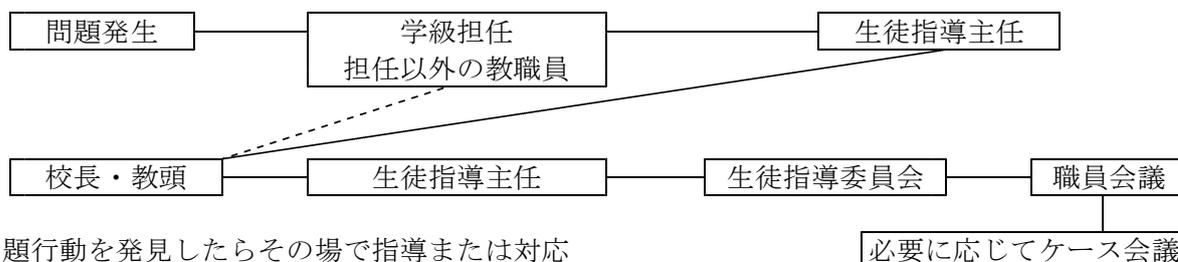


教育活動全体を相談の機会として、受容・共感的傾聴に基づいた相談的配慮（カウンセリングマインド）で接し、相互の信頼感と安心感を高める。

⑤ 生徒指導体制



問題行動が起こった場合



- ・問題行動を発見したらその場で指導または対応
- ・手順に沿って、報告、対応、協議

⑥ 年間計画

月	会	内 容	対 象
4	職員会議	学校いじめ防止基本方針の共通確認	教職員
5	学校経営説明会	学校いじめ防止基本方針の説明	保護者
5	学校運営協議会	学校いじめ防止基本方針の説明	委員
6	非行防止教室	非行防止に関する講話	児童
6	教育相談週間	児童理解、支援	児童
7	職員研修	いじめ防止に関する研修	教職員
9	校長講話	いじめに関する講話	児童
1	学校運営協議会	実態報告、意見交換、協力要請	委員
毎 月	アンケート いじめ防止対策委員会	生活、いじめアンケートの実施 実態報告、対策検討	児童 委員

2 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（以下省略） 【いじめ防止対策推進法】

(1) 発生報告

① 教育委員会へ報告

※ 重大な被害が生じる可能性がある場合は所轄署へも援助要請

(2) 重大事態の調査（調査の主体を学校にするか設置者にするかは教育委員会が決定）

① アンケート実施

- ・ 実施前に、内容について被害保護者へ承諾を得る
- ・ アンケート対象は状況に合わせて決定（クラス、学年等）

② 面談実施

- ・ 教員、被害本人、加害本人、周囲の児童等
- ・ 児童への面談は、毎回複数名で聴き取りを行う

(3) 調査結果の情報提供及び報告

① 被害児童・保護者への報告

② 教育委員会を通して首長への報告

※ ①の報告後、希望がある場合は被害児童・保護者の所見を記載した文書を添付

(4) 事後の対応

①被害児童・保護者、加害児童・保護者、周囲の児童の心のケアを行う。

②沖縄県教育委員会、南城市教育委員会、関係機関等に必要な支援を要請する。